

オガールタウン日詰二十一区は、こんなまち

景観に配慮したまち

ひとつのコミュニティ

- ・統一された美しいデザインで形成される「ひとつのまち」。
- ・塀や柵がなく、小道で創り出されるコミュニケーション。
- ・暮らす人みんなが関わる、いつまでも美しいまち並みづくり。

木立連なる街路

- ・紫波の気候風土に合った樹木が連なる街路。
- ・まちの顔となる街路空間は、まちに暮らす人共有の景観資産。
- ・まち全体で良好な景観を形成。

エコハウスの家並み

- ・紫波の風景に溶け込む落ち着いた色彩の家並み。
- ・エコハウスの特性を考慮した配棟。
- ・各家で設置する常夜灯で灯りのある家並み。

環境に配慮したまち

紫波型エコハウス

- ・日射と風通しを大切に設計する家。
- ・住宅性能を高め、化石燃料の使用量を抑えた、環境に配慮した家。
- ・夏涼しく、冬暖かい、体に優しい家。

地産地消の家づくり

- ・紫波の気候風土に合った紫波育ちの木でつくる家。
- ・町内建設会社・工務店による丁寧な家作り。建てた後も、地元ならではの手厚いメンテナンス。

地産地消の暮らし

- ・再生可能な資源、町産材の木質チップを利用した暖房・給湯。
- ・隣接するマーケットでいつでも手に入る地元の新鮮な農産物。

都市と田園の良さを備えたまち

便利な暮らし

- ・周辺市町村へのアクセス、通勤通学に便利な立地。
- ・日常生活に必要な商店・施設は徒歩圏内に。
- ・情報交流館やスポーツ施設など、充実した生活を演出する多様な活動拠点。

丁寧な暮らし

- ・緑地や庭の手入れをしながら感じる、四季の移り変わり。
- ・手入れするほどに味わいの増す家の姿とまち並み。
- ・ひと手間かけて長く愛される、これまでとこれからの暮らしを育むまち。

紫波ならではの暮らし

- ・宿場町で河岸があった歴史ある日詰のまち。
- ・建具、染物、家具、陶器など、様々な地元職人の技に囲まれた暮らし。
- ・資源、経済、技術、知恵がめぐる、これからのエコを実践する暮らし。



まちなみコンセプト

オガールタウン日詰二十一区は、紫波町が直接分譲しているの、不動産分譲に関わる仲介手数料はかかりません。本分譲地において、どの区画でも店舗併用住宅の建築が可能です。

紫波町役場企画課公民連携室
〒028-3392
岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏23番地1
電話：019-672-2111
FAX：019-672-2311
電子メール：shiwa-ppp@town.shiwa.iwate.jp
HPアドレス：http://ogal.jp/

暮らす人たちが誇りと愛着を持ち続け、賑わいと四季彩を感じられるまちをめざして。

まちは、いくつもの家が集まり一体となって形成されます。

個々の家がどんなに工夫されていたとしても、日射や通風、プライバシー保護などにおいて、まち並み景観を良好に保つというまちの視点から考えた家や外構がデザインされない限り、そこに暮らす人が快適に生活できるまちは生まれません。

全体的な景観的価値が高い、すなわち、心地よい暮らしが育めるまち並みは、人に快適な生活をもたらすだけでなく、結果的に個々の家の景観的価値も高めることとなります。

そこで、オガールタウン日詰二十一区に相応しいまち並みの創造をめざし「オガールタウン景観協定」を定めました。この協定では、建築、外構に関することを中心に、工作物や緑化などに関する具体的なルールを設定しています。

暮らす人の個性が生き生きと発揮され、一体感があり、時とともに輝きを増す美しいまち。そんな理想的なまちを作り出すために、まち並み、個々の家、コミュニティなどの、様々な視点から、豊かな生活とまちの価値を考え実践していくための指針が、「オガールタウン景観協定」なのです。

オガールタウン

景観に配慮したまち

環境に配慮したまち

都市と田園の良さを備えたまち

美しい景観と暮らしやすい環境をつくるために。

※「オガールタウン景観協定」より抜粋・編集

「まちの緑化に関するルール

住民全員が協力してこそそのまちの緑化

宅地の、道路に面した一部を、まち共有の「協定緑地」として出し合うことにより、木立のまち並みをつくります。

その協定緑地は、町が景観協定に基づいて整備します。

協定緑地には、大中小の異なるサイズの木を植え、より自然に近い良好な景観を演出するよう「協定樹木位置図」により計画的に定められています。

その維持管理は、まちの住民で組織する景観協定運営委員会が行い、各戸にもその保全に協力していただきます。

「灯りいえなみづくりに関するルール

安全で温かみのあるまちを演出する各戸の灯り

各戸の入口に統一したデザインの門柱を建て、常夜灯を灯すこととします。夜間の防犯性を高めるとともに、灯りが連なる温かみのあるまちを演出します。

「つながり小道に関するルール

小道でコミュニケーションを創出

宅地の間にはつながり小道、ふれあい散歩道が配置されています。

つながり小道は宅地の一部を出し合っつけられる共用の空間です。

住民同士のコミュニケーションを育む場として利用されるよう設置されたもので、その維持管理は、まちの住民で組織する景観協定運営委員会が行い、各戸にもその保全に協力していただきます。



「建築物に関するルール

まちがひとつのコミュニティになるために

建築物の高さは、地盤面から9m以下とし、広い空もまちの景観とします。

また、北側隣地の日照の悪化を防ぐため、北側の敷地境界線上5mの高さ（つながり小道の南側の宅地は、4.2mの高さ）から敷地境界線の直角方向に対して10:6の勾配の斜線の内側に納めます。※緩和部分あり

建物の間には十分な空間を取ることが定められています。壁面後退距離は、道路境界線から1.5m、隣地境界線から1.0m、つながり小道に面した場合は境界線から2.0mと、細やかに配慮されています。

建築物の屋根及び外壁の色は、落ち着いた色調を基に色彩基準を定めています。

屋根は勾配のあるものとし、再生可能エネルギーを利用した装置を除き、付帯設備等を設置しないこととします。

TVアンテナなどは、美観をそこなわないように設置するように定められています。

道路やふれあい散歩道、隣地境界に面して、垣や柵などの構築物を設置しないこととし、まち全体としてひとつのコミュニティを形成しやすいようにしました。

建築物の屋外に設置する物置や空調室外機、またはこれらに類する建築設備などにおいても、道路から直接見えないように配置したり、大きさ、色を含めたデザインなどにも配慮したりするよう定められています。

